

平成30年2月1日から

「燃やすごみ」と「埋立ごみ」は

金沢市指定ごみ袋に入れて、ごみステーションに出してください。

指定ごみ袋の購入方法

指定ごみ袋は「金沢市指定ごみ袋取扱所」の表示のあるスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストアや市役所（リサイクル推進課）、各市民センターなどで販売しています。

※金沢市指定ごみ袋取扱所一覧をご覧ください。

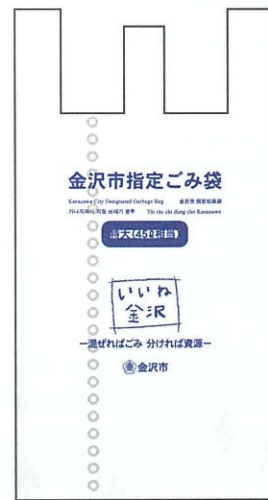
※指定ごみ袋を景品などで配布しないでください。



指定ごみ袋の大きさと価格

指定ごみ袋は、「燃やすごみ」と「埋立ごみ」の共通袋となります。

指定ごみ袋の大きさ	販売価格 (税込) ※10枚セット
5リットル	50円
10リットル	100円
20リットル	200円
30リットル	300円
45リットル	450円



「燃やすごみ」「埋立ごみ」以外のごみの出し方は今までと変わりません。

指定ごみ袋に入らないごみの出し方

45ℓの指定ごみ袋に見えるようにしぼり付けるか、貼り付けて出してください。



ゴルフバッグ



風呂のふた

※ひとつにつき1枚の指定ごみ袋を使用してください。



中身の入った
ごみバケツ



かさ2本 など

有料化の対象とならないごみの出し方

排泄管理支援用具(紙おむつなど)、腹膜透析バッグ、せん定枝、落ち葉、草花は、半透明袋に入れて出してください。



落ち葉・草花

※紙おむつなどを新聞にくるんで出す場合は、「おむつ」などと表示して出してください。



おむつ

※袋に入らないせん定枝は、ひもで束ねて出してください。



せん定枝

家庭ごみと資源の出し方ルール

きちんと分別して

・「燃やすごみ」と「埋立ごみ」は指定ごみ袋に入れて口をしぼって出してください。

・その他のものは、専用回収箱がある場合を除き、半透明袋に入れて口をしぼって出してください。

※ご希望があれば、職員が地域に伺い、分別ルールを分かりやすく説明します。リサイクル推進課にご相談ください。

きめられた日時に

・収集は年末年始を除く月～金(祝日含む)に行います。

・収集日の午前8時30分までに出してください。

・収集日は地区別収集カレンダーでご確認ください。

きめられた場所へ

・利用できるごみステーションは地域の中で決められています。他のごみステーションへのごみ出しは、絶対にしないでください。

・引っ越しされた方は、ご近所の方やアパート・マンションの管理会社等に、ごみステーションの場所をご確認ください。

・ごみステーションの管理は、町会等が行っています。みなさんと協力して清掃するなど、ルールを守って使いましょう。

▶ 資源等の持ち去り禁止

ごみステーションに出されたものを収集・運搬することは、市が指定する者以外できません。違反者には20万円以下の罰金が科される場合があります。

※禁止行為を見かけたら、無理に注意せず、車のナンバーなどを警察(110番)またはリサイクル推進課(☎220-2302)、環境指導課(☎220-2521)へ通報してください。

▶ 不法投棄・野焼きの禁止

違反者には5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、またはこれらの併科となります。

会社やお店などの事業所から出るごみは、ごみステーションには出せません。事業者は、自らの責任で、事業ごみを適正に処理する義務があります。(P42 参照)

出し方ルール 分別一覧 燃やすごみ 燃やさないごみ 資源回収 あきびん 有料戸別収集 分別フローチャート ごみ分別辞典 生ごみの減量化 古紙等集団回収 回収拠点マップ 持ち込み場所 市で収集できないもの

有料化制度について 分別一覧 燃やすごみ 燃やさないごみ 資源回収 あきびん 有料戸別収集 分別フローチャート ごみ分別辞典 3R 古紙の資源化 回収拠点マップ 持ち込み場所 市で収集できないもの